

●松尾孝議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

京都府議会 11 月定例会一般質問

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）2009 年 12 月 9 日

農業政策について

政府の戸別所得補償制度に不安が広がる

【松尾】 日本共産党の松尾孝です。

通告に基づき農業問題について伺います。

さきの総選挙では農業・農村の分野でも、農業つぶしの農政に「ノー」を突きつけ、自公政権の退場を求めるきっぱりとした審判が下されました。歴代自民政権は、食糧を海外に依存する政策をとり続け、農産物輸入自由化の推進、価格保障の放棄、画一的な規模拡大の押し付けなど、国内農業の崩壊を広げてきました。国民はいま、この農政の転換を強く求めているのです。

民主党は総選挙のマニフェストに、小規模農家を含めた農業の継続、農山漁村の活性化と主要穀物の完全自給などを掲げ一定の期待を集めました。政権交代した鳩山内閣はこれに応える責任がありますが、その取り組みはどうなっているのでしょうか。中心は主な農産物の「戸別所得補償制度」ですが、今進められている具体化の中で早くも様々な問題点が露呈し、農家や関係者の不安が広がっています。

この制度は米をはじめ主な農産物の販売価格と生産費の差額を基準として所得を補償しようというものです。本格実施は2011年度からとのことで、概算要求では二つのモデル事業が検討されています。

米の戸別所得補償モデル事業

家族労働費10割算入、地域・銘柄差を勘案した補償に

先ず「米の戸別所得補償モデル事業」ですが、問題点の一つは補償額を抑えるため生産費の大きな部分を占める家族労働費を80%しか見ないとしている問題です。

もう一つは補填を作物別に全国一律単価で行うという問題です。農水省の調査でも生産費は地域や規模で1万円以上の開きがあり、また販売価格も銘柄によってかなりの差があります。これを無視し、全国一律の定額補償基準を設定するというのは問題です。

加えて、当初の60キロ3000円補償の線は大きく崩れ、「赤字の全額補填は難しい」として、「5割から6割補填」などと大幅に後退しているのです。さらに財務省からは補填財源を積み立て方式にし、農家や自治体も負担を、との声まで出ており、「これで、果たして所得補償になるのか」と、期待どころか大きな不安が広がっております。

そこで伺います。

J A などから家族労働費の10割算入をはじめ、地域差や銘柄差などを勘案した十分な補償水準の設定を強く求める声が出ているのは当然であります。京都府としてこれらの要望に応え、国に強く改善を求めるべきですが、いかがですか、先ず、お答え下さい。

なお、この制度が一定改善されても、数年来の下げ止まりのなかでの補填措置であり、暴落した米価

の回復には至りません。生産費を償う米価に回復するためには不足払い制度の導入がどうしても必要です。わが党はこれを基本とし、農業の多面的機能を評価した所得補償を加え、当面、1万8000円米価を提起していますが、この実現を強く政府に要求していただきたいと考えます。いかがですか、お答え下さい。

合わせて、府独自の価格対策についてお聞きします。

京都の今年の米価は60キロ1万3~4000円ですから、4千円上積みが出来れば5年前の水準に回復出来ます。国の補償額は決まっていませんし、面積単位ですから、やや不正確ですが、一俵3000円程度になれば、府が1000円上積みすればよいわけです。JA出荷分約2万トンを対象として、3億4000万円です。

この米価の実現は農家には大変な激励となり、農村地域に元気を与えることは間違いありません。今まで繰り返し求めてまいりましたが、この際あらためて提起します。市町村と協力してぜひ実現していただくよう強く求めますがいかがですか。お答え下さい。

水田利活用自給力向上モデル事業 助成金の運用は、地域の判断で行えるように

次に水田利活用自給力向上モデル事業です。

この事業は、麦・大豆、米粉米・飼料米、ソバ・菜種などを増やし自給力向上を図るというのですが、交付単価が麦・大豆は10アール3万5千円、飼料米、米粉米は8万円、ソバ・菜種は2万円、その他作物は1万円と作物ごとに全国一律に設定されています。今まで転作奨励助成として産地確立対策があり、助成金は地域の協議会に直接交付され、その運用は協議会に任されてきました。交付額の決定も協議会が行って来ました。例えば、京都の北部地域では小豆・黒大豆を特産として重視し、10アール6万円交付して来ました。ところがこれが出来なくなり、その他扱いの1万円になるのですから大変な減収です。定着してきた長年の取り組みが崩れてしまいます。地域の実態、取り組みを無視したやり方は認められません。

農家や農業団体、関係者の改善を求める強い声に押されて農水省も一定の見直し検討を始めていますが、京都府としても、抜本的改善を強く求めていただきたいと考えます。

そこで伺います。

助成金の運用は作物別の全国一律でなく、従来どおり地域の判断にゆだねるよう国に改善を求めるべきと考えます。

また、自給力向上の中心である麦・大豆の単価を引き上げること、飼料米、米粉米についても実需者とのセット要件をなくし、国の買い上げ制度を設けるなど積極的に推進できるよう強く要求すべきです。

特に、小豆・黒大豆はその他部類でなく、地域特産物枠の設定などで、大幅な単価引き上げを行うよう要求すべきです。いかがですか。お答え下さい。

FTA締結で米の生産は82%減少 関税等撤廃で食料自給率は12%に FTA交渉中止を国に強く申し入れよ！

次にFTAについて伺います。

日米FTAの中心問題は何か。対米貿易の品目別関税率を見ますと、アメリカからの工業製品の輸入は一部を除き殆どゼロ、ところが農産物は米77.8%、小麦25.2%など相当な高関税です。FTAの

狙いは農産物のこの高関税の自由化、引き下げです。一昨年2月のアーミテージ報告は「米を含めて農業がF T Aの中心」とし、アメリカ大使館経済担当公使も「F T Aに農業を含めないことはあり得ない」旨、明言しています。民主党は「農産物貿易自由化が前提ではない」、「自給率向上、農業農村の振興を損なうことは行わない」と強調していますが、全くの言い逃れに過ぎません。

F T Aが締結され、関税が撤廃されたら日本の農業はどうなるのか。昨年7月に発表された、日米経済協議会の委託調査結果では、米生産は8.2%減少するとされています。カリフォルニア米の生産コストは日本の大規模農家の約3割、とても太刀打ちできません。日本のコメがカリフォルニア米に駆逐されることは間違いありません。

さらに日米F T Aは進行中のオーストラリアとのE P A交渉に直結し、カナダにも拡大することは必至です。そうなれば事態は一層重大です。農水省の試算でも関税などの国境措置が全廃された場合、現在の農業生産額の4.2%（3兆5959億円）が失われ、食糧自給率は1.2%に急落するとされているのです。

日本農業を壊滅に導くこのような日米F T A交渉は行うべきではありません。強く反対すべきすべきと考えますが、知事はどうお考えか、お答え下さい。

関連してMA米についてです。政府はW T Oドーハラウンドの交渉を促進する立場です。昨年7月、政府が一旦合意した内容は、50万トン増やして127万トンとされていたのです。再開された閣僚会議は早々に難航しており、今後、どう進むのかわかりませんが、もしこんなことになったら大変です。

MA米の拡大は行わず中止すべきであります。また、米はW T O協定から除外するよう強く政府に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか、お答え下さい。

【知事】 松尾議員のご質問にお答えします。米の戸別所得補償制度ですが、京都府の農業が将来にわたり維持発展していくためには、水田農業の安定化を図る施策とあわせて条件不利な中山間地域の環境を守り、多面的な機能を持つ京都府農業の特色を踏まえた施策が必要であります。

国が現在検討中の米の戸別所得補償制度については、全国一律となれば大規模米作中心のものとなり、中山間地域が多く経営規模も小さいことから生産コストが割高な京都府の米作農家にとっては厳しいことも予想されます。このため、経営規模に応じ都道府県単位に基準を設定するとともに稲作農家による品質向上等の取り組みが反映されるよう政策提案を行ったところであり、農林水産省の意見募集にも同趣旨で訴えてきたところです。

全国流通をする米の価格対策については国が責任をもって対応すべきであり、米の戸別所得補償制度については、引き続き情報収集に努め、農家にとってメリットのある措置となるよう国に訴えてまいりたいと考えております。

同時に農家が安心して稲作経営を継続するには、こうした補償制度に加え中山間地域等の直接支払い制度や農地・水環境保全向上対策等、多面的な機能を生かす施策をバランス良く展開することが大切であり、京都府としても農山村地域の維持再生に共に取り組む命の里事業や付加価値の高い米作り、京野菜等多角的な農業の展開、農商工連携等、若者が未来に夢を持てる農業の振興等、バラエティにとんだ施策を進め、所得水準の向上が図れるよう全力で取り組んでいるところであります。

【今西農林水産部長】 水田利活用自給力向上事業だが、全国统一の単価が設定されないその他作物については、地域で単価設定ができる方向で検討されていると伺っているが、引き続き国に対して府内の実情を、機会をとらえて訴えていくこととしています。

また、麦、大豆、飼料用米、米粉用米の自給力を高め農家所得を高めるためには、まずは需要拡大によって継続的な生産拡大につなげることが大切と考えており、そのため、ビール麦の契約に向けた栽培

指導や飼料用米生産についての生産農家と畜産農家のマッチング、直売所で販売する米粉パンの製造機械導入等への支援を行っている。

さらに、小豆や黒大豆については、これまでの助成水準が維持されるよう、知事が直接政策提案すると共に、農水省の意見募集でも訴えてきており、今後とも正確な情報収集と産地への速やかな周知に努め、生産者の期待にこたえられるような産地作りを支援してまいりたいと考えています。

FTA問題ですが、貿易は経済の発展、産業や地域振興、豊かな国民生活を実現する上で重要でありそのルール作りは国の責任において判断されるものと考えています。日本の農業は、国民に新鮮な農産物を供給するだけでなく環境や農村地域の維持に貢献をしていることから、国もWTOの農業交渉において、農業の多面的機能への配慮等を提案されております。

京都府は、水田が8割を占めるなど米は重要な農産物であり、これまでからも多様な農業の共存が可能となるよう公正で公平な農産物貿易が確立できるよう、ミニマムアクセス米等、低関税輸入枠の拡大防止、米等重要品目については、地域の実態にも十分配慮し交渉に臨むよう万全の措置を講じるよう、平成19年6月議会においても全会一致で採択されました意見書も踏まえまして様々な機会をとらえ訴えてきており、今後とも引き続き国に求めていきたいと考えています。

【松尾・再質問】 知事から京都の農業の特色を生かして、そして政府に対しても具体的に意見を上げていくと、現に提案もおこなっているとの答弁がございましたが、それだけに、やはり個別所得補償方式、まだまだ、不具合な点が多いわけですが、今、進んでいるような方向で決まりますと、京都にとっては本当に大変ですから、地域、銘柄差を無視したやり方だとか、また、生産費をできるだけ低く抑えようということ、はじめから念頭に置いて検討しているというやり方は論外でありまして、ぜひともこういう点も踏まえて国に見直しをしっかりと進めるよう知事として再度意見を上げていただく必要があると思います。

それから、麦、大豆の需要拡大をどう行っていくのか、そして作付けが広がるようにすることが大事だというご意見だが、やはり価格がしっかりと補償されるということがないと、農家も作れないわけですから、麦、大豆の価格の引き上げ35000円は少なすぎると、自給力向上を図るというのであれば、このところもしっかり要求していく必要があると思います。

FTAにつきましては、貿易のルール作りというものが大事だと、WTOについても今までから言っているが、訴えていくということだが、先ほどから申しました状況が起こってきいたら、京都の農業がもたないことは明白なものですから強く要求していただくよう提起をしておきたいと思います。

以上、「戸別所得補償制度」について再質問します。

【知事・再答弁】 先ほど申しましたように、国が現在検討中のコメの戸別所得補償制度については、全国一律であれば京都にとって大変厳しい物となることが予想されますので、私どもとしては、経営規模に応じた都道府県単位の基準を設定するとともに、稲作農家の品質向上の取り組みといったものも反映されるよう、引き続き政策提案を行って参りたいと考えています。

【松尾・指摘要望】 知事にお聞きしたのは、戸別補償制度というが、出来るだけ補償額を少なくするような設定でスタートされるという、生産費の80%以内などというのは論外で、根本的に変えていくことが必要と指摘しているわけで、改めて、今後まだまだ年内には決まらない、年を越して1月、農家に届くのは2月ではないかとも言われているが、京都府として京都府の中山間地農業、京都の農業を守るためにしっかりとやっていただくことを強く求めておきます。

府の担い手対策

家族労働費10割算入、地域・銘柄差を勘案した補償に

【松尾】 次に担い手対策についてです。

京都府は今まで、「中核的農家の育成を中心に据えながら、女性や高齢者、新規就農・就業者の確保など多様な担い手確保を図る」との方針のもと、担い手対策を進めてきました。また、集落営農や受託組織の育成、地域農場作りなど組織対策も重視してきました。しかし、厳しい情勢の中で担い手の減少、高齢化につれて農地の荒廃はすすみ、集落の存続さえ危ぶまれる状況が広がっています。

このような中で府は昨年、新たな担い手対策として「農業ビジネス支援アクションプラン」を策定しました。若い人が魅力を感じる農業でなければ担い手は出来ないと、企業化して成功している事例をモデルとして、企業参入を図り、即戦力となる農業ビジネスを積極的に育成・支援して行こうというのであります。

京都府での企業参入は現在約20社、丹後の畑作地域と口丹地域が中心です。地元企業でしっかりやっているところもありますが、地域外の参入企業は直営、或いは委託、契約栽培などが中心で、地元雇用も若干ありますが季節的な臨時雇用がほとんどです。丹後国営団地に入っているワタミファーム、カネ正などがその典型例ですが、結局自社の企業活動をいかに有利に進めるか、これが参入の狙いです。儲けがあがらなければ撤退する、こういう事例は全国的にはいくつも出ていますし、丹後でも資金繰りに窮して営農を放棄した事例もあるわけです。

この6月には、農業ビジネス支援センターを立ち上げ、府農政の目玉として農商工連携の推進を図っています。しかし、これで果たして京都の農業、農村を支えられるのか、疑問であります。

集落を守り、地域全体を支える内部の力をどうつくるか、やはり、これを基本に据えていくべきではないでしょうか。府は今まで集落営農や地域農場作りなどに積極的に取り組んできました。この取り組みは多くのところで引き続き進められ、立派に生産活動を行って、地域の農業を守っています。一例ですが、伊根町の筒川地域、府下でも最も困難な地域の一つだと思いますが、「二十一世紀地域農場づくり協議会」が、農地を荒らさないというので旧村全域をカバーし、作り手のない田圃にソバを作って（3ヘクタール）頑張っています。府下の多くの村にもまだまだ頑張っている農家はいるのですから、その人達を中心にして、筒川のように新しい地域の力に作り直していく、そのために必要な支援はしっかり行う。法人化しないと支援しないと、農機具の更新には助成しないと、こういうやり方を改め、思い切った支援対策を講ずるべきと考えます。お答え下さい。

新規就農支援事業

最後に新規就農支援事業についてお聞きします。

農業再生の土台はやはり農作業をやる人、生産に直接担う農家です。本府の新規就農者は年間4～50人で、これをどう増やすかが当面の重要課題です。その直接の事業が新規就農支援事業ですが、平成7年、制度発足以来、就農した人は111人ですが、1年に7～8人というのはあまりにも少ない。事業内容はほとんど変わっていませんが、この際、以下の抜本的拡充を図るよう提起いたします。

- ① 年間事業枠をせめて50人規模に拡大すること。
- ② 月15万円の貸与額を20万円に増額し、期間も2年から3年に延長すること。
- ③ 自立支援の経営・生活安定制度をつくり、応募者に展望を与えること。
- ④ 実践農場への助成を増やすこと。また、担い手の最も必要な地域に設け、計画的な新規就農配置

を行うこと。

以上、お答え下さい。

さらに、Uターンを増やすこと、また、現に村に住み農業外で働く同居農家後継者の就農をはかることも重要な対策です。05年センサスではその数は約六五〇〇人にも上っています。村に生まれ育った人ですから、最も確かな力です。農業をやりながら余生を村で過ごす、これだけでも力になります。後継者に村への愛着を呼びさましていただいて、兼業でいいからやってみようという気になっていただく、こういう人を、一人でも二人でも増やす目的意識的などとりくみが必要であります。合わせてお答えください。

【今西農林水産部長】 担い手対策ですが、中山間地が七割を占める京都府の現状を鑑みまして、平成20年度から里力のアクションプランを現在策定中で有ります。そういう中で集落住民が主体となりまして、大学やNPO等外部の知恵や力を借りながら集落を守り担い手の育成につなげ、地域の活性化や所得の確保をする事が重要と考え、ふるさと共援活動によりまして、地元の特産品を大学で活用したり、農業ビジネスの展開により朝市グループと地元の加工会社による新商品づくりに支援をしているところです。

担い手養成実践農場については、新規就農希望者の理想とする農業へのこだわりや、担い手のいない集落が新規就農者の受け入れることへの不安が有ることから、双方の意向を十分に踏まえたマッチングに重点を置いておりまして、これまで続けてきているところですが、出来る限り担い手確保のためにも、ニーズ、これからも増やしていきたいと考えているところです。

就農研修資金の貸与額の引き上げ、貸与期間の延長ですが、利用されたほとんどの方が現行の貸与額と2年間の研修で就農されており、引き続き研修期間終了後も早期に農業経営者として定着できるよう、普及センターや市町村等が営農技術や経営計画まで、色々な生活面も含めてきめ細かくサポートしていきたいと考えています。

【松尾・指摘要望】 先ほど、伊根町筒川の事例を紹介したが、山を挟んで背中合わせの野間の地域も同様の地域ですが、地域農場づくり協議会で頑張っている筒川と比較しますと、やはり荒れも進んでいるし展望がないという状況が進んでいます。府がやることはこういう状況で放置するというのではなく、筒川には一定の地域農場づくり事業を通して支援が入ったことは事実ですから、野間でもそういう温かい支援を行って、筒川では頑張っているが野間はなかなか元気が出てこないという状況は無くす必要があるということ強く求めたいと思います。

新規就農支援事業は2年で置いておく、ほとんどが2年で就農しているということですが、制度が2年になっているから当然な訳で、それ不足だと言っているのですから、やはり、貸与額も増やし期間も延ばして、そして、例えば実践農場が上林の奥にある、そこで実践をつんで、そして、そこに定着するということになれば一番良いのです。上林には過去に一度実践農場が置かれたことがあるのですが、それっきりのですね。そういうことを改めて計画的にやったらどうかという事を申し上げている。これは、強く指摘・要望して私の質問を終わります。